

就農準備資金の交付を受ける上での留意点について

交付対象者の要件

- ・ 就農予定時の年齢が、原則49歳以下で、農業を担う農業者となることについて、強い意欲を有していること。
- ・ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上で、就農に必要な技術知識を研修すること。
- ・ 研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農すること(親元就農する場合、就農後5年以内に経営を継承(農地の所有権移転又は利用権設定が必要)又は独立・自営就農すること)。
- ・ 常勤の雇用(週35時間以上で継続的な労働)の雇用契約を締結していないこと。
- ・ 親元就農の場合は、家族協定書等により交付対象者の責任と役割(農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等)を明確にすること並びに就農後5年以内に農業経営を継承、又は独立・自営就農すること確約すること。
- ・ 独立・自営就農の場合は、就農後(親元就農後5年以内に独立・自営就農の場合は、経営開始後)5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になる。
- ・ 失業給付など生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等や過去に国の本事業等の資金交付を受けていないこと。
- ・ 前年の世帯(本人のほか、同居又は別居の生計を一にする配偶者、子及び父母)全体の所得が600万円以下であること。
- ・ 傷害保険に加入していること。

研修期間中の手続

- ・ 研修計画の提出(提出後、就農希望地の地域振興局、市町村担当者を含めた4者面談を行います。)
- ・ 就農準備資金交付申請書の提出(上期・下期)
- ・ 研修状況報告書の提出(上期10月・下期3月・4月)(提出後、交付対象者・研修指導者に対する面談を行います。)
- ・ 住所等変更届(氏名、居住地、電話番号、メールアドレス等)、交付の中止届、交付の休止届・再開届の提出(提出が生じた場合)

確定申告について

就農準備資金は、「雑所得」となるので所得税の確定申告が必要です。
(交通費・教材費など研修に要した費用を必要経費として収入金額から控除すること。)

所得税の扶養控除について

親族に扶養されている場合、合計所得金額が48万円を超えるので、その扶養から外れる。
(扶養者が給与所得者の場合は、扶養控除を訂正する扶養控除等(異動)申告書を提出)。

就農準備資金の交付金の返還について

次に該当する場合は、資金の一部又は全部を返還しなければなりません。

(一部返還)

- ア 交付要件を満たさなくなった、中止、休止に該当した場合(交付済の残りの期間を返還)
- イ 研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合(当該報告に係る期間を返還)

(全額返還)

- ア 適切な研修を行っていないと判断された場合
- イ 研修終了後1年以内に**原則49歳以下**で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合
- ウ 親元就農した者が、確約書で確約したことを実施しなかった場合(家族経営協定等を締結し、責任や役割を明確に規定すること、就農後5年以内に農業経営を継承(農地の所有権移転又は利用権設定が必要)(法人化している場合は、当該法人の経営者)又は独立・自営就農しなかった場合)
- エ 独立・自営就農者が、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- オ 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、就農を継続しない場合又はその間の農業従事日数が一定未満(例:年間150日かつ年間1,200時間)の場合
- カ 研修終了後の報告(就農報告、就農状況報告、住所等変更報告等)を定められた期間内に行わなかった場合

研修終了後の報告について

1 就農報告

研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、**就農後1か月以内**に就農報告を提出します。

【独立・自営就農の場合の留意点】

- ア 就農日について
 - ・ 「就農要件」の①～④がすべて揃った日が就農日となる。
- イ 添付書類について
 - ・ 「添付書類」のうちそれぞれ1種類以上のコピーを添付する(本人の氏名、年月日が確認できるもの)。
 - ・ 通帳は氏名、開設日、取引がわかる面をコピーする。

就農要件	添付書類
①農地の所有権又は利用権を有す	農地基本台帳、農地法の許可を受けた契約書、登記など
②農業機械・施設を所有又は貸借	売買・貸借の契約書、購入の領収書など
③生産物、生産資材を本人名義で出荷・取引	資材購入の領収書(納品書・請求書)、農産物の出荷伝票
④本人名義で経営収支を通帳、帳簿で管理	営農口座の通帳

2 就農状況報告(独立・自営就農、雇用就農、親元就農)

研修終了後6年間、毎年**7月末**及び**1月末**までにその直前の6か月間の就農状況報告を提出します。

- ・ 作業日誌などの添付書類を添えて農業公社あてに郵送する。
- ・ 経営開始資金の交付を受けている場合は、農業公社と市町村の両方に提出する。

3 住所等変更報告

交付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、**変更後1か月以内**に住所等変更届を提出します。